

(お知らせ)

令和6年7月12日  
防 衛 省

## 懲戒処分の公表

下記のとおり、自衛隊員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 被処分者の所属等

##### (1) 被処分者A

内部部局 防衛書記官（指定職） 50歳代 男性

##### (2) 被処分者B

内部部局 防衛書記官（課長職） 50歳代 男性

##### (3) 被処分者C

内部部局 防衛書記官（課長職） 50歳代 男性

#### 2 事案の概要

- (1) 被処分者Aは、令和5年7月から令和6年4月までの間、上司からの度重なる指導を受けたにもかかわらず、自身の職務を遂行するに当たって、各担当課職員との間で、深夜、休日も含め、必要を超えるやり取りを行い、メールでのやり取りでは、相手に不快感を与える、あるいは配慮を欠く表現を用いるとともに、「役人としてのイロハができていない。」「どうするんだ。」などの叱責を行うなど、広範な部署に対して日常的に威圧的な言動を繰り返し、精神的苦痛を与えるなど、職場環境を著しく悪化させた。
- (2) 被処分者Bは、令和5年5月から令和6年3月までの間、複数名の部下職員に対して、「勝手にやれ。」「俺は知らない。」などの発言や指導中に机を叩くなどの威圧的な言動を行ったほか、特定の部下職員に対し、自らの指示に従わなかったことを理由として懇親会への参加を遠慮するよう求め、それらにより部下職員を委縮させるなど、職場環境を著しく悪化させた。上司による指導を経ても改善がなかった。
- (3) 被処分者Cは、令和4年7月から令和5年10月までの間、複数名の部下職員に対して、「それでこのザマか。」「勝手にすればいい。」「どうするんだ。」など威圧的な言動をし、部下職員を委縮させるなど、職場環境を著しく悪化させた。

3 処分年月日

令和6年7月12日(金)

4 処分量定

(1) 被処分者A

停職9日

(2) 被処分者B

減給1月1/5

(3) 被処分者C

減給2月1/15

5 その他

防衛省・自衛隊としてハラスメントを一切許容しないための取組を進めている中、空将の停職、陸将補の降任など、高位の者を含む多数のハラスメントが確認され、さらに今回、防衛省・自衛隊の中枢である内部部局の指定職及び課長職等によるハラスメントにより、職場環境が悪化していたことが確認された。これを受け、内部部局を含む各部局及び機関の事務を監督する責務を負う事務次官が、俸給月額の10%（3ヶ月）を自主返納する。